

坂井市地域共生社会推進会議設置要綱

令和 3 年 1 0 月 1 8 日

告示第 2 6 4 号

(設置)

第 1 条 坂井市福祉保健総合計画（以下「計画」という。）に掲げる地域共生社会の実現に向け、福祉及び保健分野の施策に幅広い意見を反映し、総合的に推進するため、坂井市地域共生社会推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、必要に応じて市長に提言するものとする。

- (1) 計画の進捗管理及び内容の検証・評価に関すること。
- (2) 重層的支援体制整備事業に関すること。
- (3) その他福祉政策に係る審議、検証、推進等に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、20 人以内で組織する。

2 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、学識経験者、医師会、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画期間が終了する日の属する年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を統括し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議)

第 6 条 推進会議は、会長が招集し、会長がその座長となる。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは座長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを推進会議に出席させ、意見を求めることができる。

(アドバイザー)

第 7 条 推進会議に、所掌事項の遂行に必要な指導助言を得るために、アドバイザーを置くことができる。

(庶務)

第 8 条 推進会議の庶務は、健康福祉部福祉総務課において行う。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、別に定め

る。

附 則

この告示は、令和３年１０月１８日から施行する。